

地域計画の取組状況について

1 要旨・目的

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の改正法が令和5年4月に施行されたことに伴い、市町が策定することとなった地域農業経営基盤強化促進計画（以下、「地域計画」という。）の取組状況について報告する。

2 現状・背景

本県では、これまで集落単位での話し合いを中心に人・農地プランの作成を推進し、集落法人の設立や既存経営体の規模拡大、新規就農者の確保等に取り組んできた。

農業経営基盤強化促進法の改正法では、高齢化や人口減少が本格化する中、担い手への農地集積をさらに加速するため、人・農地プランを法定化し、令和6年度末までに市街化区域を除くすべての農地を対象に市町が地域計画を策定することとなった。

3 地域計画策定までの流れ

(1) 地域計画の区域設定（担当：市町）

全ての対象農地をカバーすることを前提とした区域設定とする。

（例：農地利用最適化推進委員の担当区域、自治振興区の区域、旧市町の区域など）

(2) 目標地図素案の作成（担当：農業委員会）

将来の農地利用の姿を明確にするため、耕作者の営農継続等の意向調査を実施し、現状の地図に調査結果を反映した目標地図素案を作成する。

(3) 協議の場の設置と運営（担当：市町）

地域計画の区域ごとに、市町、農業委員会、JA、農地中間管理機構、県等の関係機関に地域の農業者の代表等を加えた協議の場を設置し、地域計画の案を作成する。

(4) 地域計画の策定（担当：市町）

協議の場での協議結果を公表し、地域計画案の縦覧を経て地域計画を策定する。

4 県の取組状況と今後の対応

この間、市町や農業委員会に対し、地域計画の策定手順や区域設定の考え方等について説明会を開催し、ほぼ全ての市町において区域設定が終了した。

今後、次の段階に向け、目標地図素案の作成方法の提示や先行事例の横展開、協議の場の構成メンバーの選定や運営方法の事例紹介など、市町や農業委員会に対して効率的な進め方を提示する。

また、市町ごとの課題を把握して個別に解決策を提案するなど、期限までに策定ができるよう支援を行う。